

附属書十二(第十一章関係) 物品

A部 第十一章の規定の適用を受ける日本国の調達に係る物品

第十一章の規定は、すべての物品について適用する。ただし、防衛庁による調達に関しては、次に掲げる物品のみが第十一章の規定の適用範囲に含まれる。

(注 番号は、連邦供給分類(以下「FSC」という。)の番号を引用)

二二 鉄道用機器

二四 トラクター

三二 木工機器

三四 金属加工機器

三五 サービス提供機器及び販売機器

三六 特別の工業用機器

三七 農業用機器

- 三八 建設用、鉋山用、掘削用及び道路維持用の機器
- 三九 物資取扱用機器
- 四〇 ロープ、ケーブル、鎖及びこれらの取付具
- 四一 冷凍用機器、エアコンデিশョナー及び空気循環用機器
- 四二 ポンプ及び圧縮機
- 四三 配管用、加熱用及び廃棄物処理用の機器
- 四四 浄水用及び汚水処理用の機器
- 四五 パイプ、チューブ、ホース及びこれらの取付具
- 四六 弁
- 四七 手道具及び手工具
- 四八 計測工具
- 四九 計測工具
- 五〇 計測工具
- 五一 計測工具
- 五二 計測工具
- 五三 計測工具
- 五四 計測工具
- 五五 計測工具
- 五六 計測工具
- 五七 計測工具
- 五八 計測工具
- 五九 計測工具
- 六〇 計測工具
- 六一 電線並びに発電用及び配電用の機器

- 六二 照明設備及び電球
- 六五 医療用及び獣医用の機器及び物品
- 六六三〇 化学分析用機器
- 六六三五 物理的材料の試験用及び検査用の機器
- 六六四〇 実験室用の機器及び物品
- 六六四五 時間測定用機器
- 六六五〇 光学機器、試験用機器、これらの構成品及びこれらの附属品
- 六六五五 地球物理学用機器
- 六六六〇 気象観測機器
- 六六七〇 はかり
- 六六七五 製図機器、土地測量機器及び地図作製用機器
- 六六八〇 液体及び気体の流量計、液面計並びに機械的運動計測機器
- 六六八五 圧力、温度及び湿度の測定用及び調整用の機器

- 六六九五 組み合わせた機器及びその他の機器
- 六七 写真用機器
- 六八 化学工業生産品
- 七一 家具
- 七二 家庭用及び一般用の備品及び器具
- 七三 調理用及び配ぜん用の機器
- 七四 事務用機器、文書処理用機器及び可視記録装置
- 七五 事務用品
- 七六 書籍、地図その他の出版物
- 七七 楽器、蓄音機及び家庭用ラジオ
- 七九 清掃用具及び清掃用品
- 八〇 ブラシ、ペイント、封止剤及び接着剤
- 八一〇 ドラム及び缶

八一五 箱、厚紙製の箱及び木枠

八二五 瓶及びジャー

八一三〇 リール及びスプール

八一三五 包装用及びこん包用の材料

八五 洗面用品

八七 農業用品

九三 非金属加工品

九四 非金属原材料

九九 その他のもの

A部に関する注釈 再販売のために調達する物品又は販売のための物品の生産に用いるために調達する物品は、含まない。

B部 第十一章の規定の適用を受けるメキシコの調達に係る物品

第十一章の規定は、すべての物品について適用する。ただし、国防省及び海軍省による調達に関しては、

次に掲げる物品のみが第十一章の規定の適用範囲に含まれる。

(注 番号は、F S Cの番号を引用)

- 二二 鉄道用機器
- 二三 水陸両用車、自動車、トレーラー及び自転車（二三二〇のバス、二三三〇及び二三三〇の軍用トラック及び軍用トレーラー並びに二三五〇の戦闘用、襲撃用及び戦術用の装軌式車両を除く。）
- 二四 トラクター
- 二五 車両構成品
- 二六 タイヤ及びチューブ
- 二九 エンジンの構成品及び附属品
- 三〇 動力電導装置
- 三二 木工機器
- 三四 金属加工機器

- 三五 サービス提供機器及び販売機器
- 三六 特別の工業用機器
- 三七 農業用機器
- 三八 建設用、鉱山用、掘削用及び道路維持用の機器
- 三九 物資取扱用機器
- 四〇 ロープ、ケーブル、鎖及びこれらの取付具
- 四一 冷凍用機器、エアコンディショナー及び空気循環用機器
- 四二 消防用、救助用及び安全用の機器並びに環境保護用の機材
- 四三 ポンプ及び圧縮機
- 四四 炉、スチームプラント及び乾燥用機器並びに原子炉
- 四五 配管用、加熱用及び廃棄物処理用の機器
- 四六 浄水用及び汚水処理用の機器
- 四七 パイプ、チューブ、ホース及びこれらの取付具

四八	弁
四九	整備工場用機器
五二	計測工具
五三	金物類及び研磨材
五四	プレハブ式の構造物及び足場
五五	用材、木工品、合板及びベニヤ板
五六	建設用材料
六一	電線並びに発電用及び配電用の機器
六二	照明設備及び電球
六三	警報用、信号用及び危険探知用の装置
六五	医療用及び獣医用の機器及び物品
六六	計器及び実験室用機器
六七	写真用機器

- 六八 化学工業生産品
- 六九 訓練用の補助器具及び装置
- 七〇 自動データ処理装置（ファームウェアを含む。）、ソフトウェア並びにコンピュータの関連用品及び周辺機器
- 七一 家具
- 七二 家庭用及び一般用の備品及び器具
- 七三 調理用及び配ぜん用の機器
- 七四 事務用機器、文書処理用機器及び可視記録装置
- 七五 事務用品
- 七六 書籍、地図その他の出版物（七六五〇（図面及び仕様書）を除く。）
- 七七 楽器、蓄音機及び家庭用ラジオ
- 七八 レクリエーション用及び運動用の器具
- 七九 清掃用具及び清掃用品

- 八〇 ブラシ、ペイント、封止剤及び接着剤
- 八一 容器、包装用品及びこん包用品
- 八五 洗面用品
- 八七 農業用品
- 八八 動物（生きているものに限る。）
- 九一 燃料、潤滑油、油脂及びワックス
- 九三 非金属加工品
- 九四 非金属原材料
- 九六 鉱石、鉱物及びこれらの一次製品（九六二〇（天然鉱物及び人工鉱物）を除く。）
- 九九 その他のもの